

3日臨技発第114号

令和3年6月15日

都道府県臨床(衛生)検査技師会
会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
代表理事会長 宮島 喜文

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の
臨床検査技師による実施のための研修について

謹啓 貴会においては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師による実施の可否についての法的な整理については、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」(令和3年6月4日厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長通知)において、実施する条件の1つとして、「協力に応じる臨床検査技師がワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること。」とされています。

今般、別添「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について」(令和3年6月11日厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長通知)が発出されました

この必要な研修については、臨床検査技師が筋肉内注射の経験を有していないことから、1「講義形式の研修」に加え、2「実技研修」とされ、その具体的な内容について以下の通りとされました。

なお、講義形式の研修(座学研修)を修了した者がすべて、都道府県等が実施する実技研修を履修できるものではありませんのでご注意ください。

また、実習を終えた臨床検査技師が、実際に特設会場においてワクチン接種に従事するにあたっては、特設会場の全体像を把握し、自身の役割を理解するとともに、周囲のスタッフと円滑に連携が取れるようにしておくことが重要です。このため、都道府県等においては、従事する前に特設会場の見学を行わせ、期待される役割の説明や緊急時の対応等について説明すると共に、職種ごとの留意点を再確認させることとされています。

貴会においては、所属会員等に周知していただき、臨床検査技師によるワクチン接種者の確保にご協力くださるようお願いいたします。

謹白

1.「座学研修」の受講方法

座学研修における講義に関しては、本会のホームページに、「新型コロナのワクチン接種に係る臨床検査技師の研修(座学)」の研修バナーから受講申込の後、Web 研修システムにて受講していただき、研修動画全てを視聴し各動画視聴後の確認試験に合格することをもって、一定の知識を有するとし、臨床検査技師の受講修了者については、各会員ページの行事履修歴より座学研修の受講修了証(PDF)が発行可能となります。座学研修の受講修了者名簿は、厚生労働省健康局予防接種室の他、所属の都道府県臨床(衛生)検査技師会、都道府県衛生主管部局及び市町村衛生主管部局にも提供することをご承知おきください。

なお、受講方法については、本会ホームページに併せて掲載いたしますので、ご確認ください。

また、Web 研修システムでの受講は、6月18日(金)からを予定していますので、ご注意ください。

2.「実技研修」の受講方法

実技研修は、座学研修を修了した者に対して、必要に応じて都道府県等において実施されることとなります。

当該実技研修を受講することをもって、ワクチン接種のための筋肉内注射について必要な技術を有するとし、都道府県等においては、受講修了者に対して、実技研修の受講修了証を発行されます。

なお、実技研修の実施にあたっては、都道府県等から関係団体(都道府県技師会)に委託することも可能であり、関係団体(都道府県技師会)が実施する実技研修を受講した場合は、当該団体が都道府県等との連名で受講修了証を発行されます。

実技研修に必要な項目や実施体制等については、厚労省から都道府県衛生主管部局等に対して、おってお知らせすることとされていますので、実技研修の内容等が示された場合は、受託等をも考慮して、お知らせいたします。

3.ワクチン接種に関する臨床検査技師の留意点

- 1) シリンジに薬液が充填されていることを確認する。
- 2) 注射部位の皮膚は、皮下注射の場合のようにつまみ上げるのではなく、注射部位周辺の皮膚を軽く広げるように伸展させる。
- 3) 注射針が骨に当たった場合、刺し直しのために針を抜くことはせず、2～3mm 引き戻してからそのまま注入する。
- 4) 注射針を皮膚面に刺した際、陰圧をかけて血液の逆流を確かめる必要はない。

5) 被接種者の体型などにより注射針を付け替える必要があると判断した場合は、医師等に相談する。

参考

<実技研修の実施方法に関する留意点等>

1) 実技研修は、ワクチン接種に関する職種ごとの留意点を再確認することを含む講義と、シミュレーターを用いた実技を含むものとされた。

2) 実技研修にあたっては、研修の実施効率性の観点から、一つの研修会に、看護師(筋肉内注射の経験がない)、(筋肉内注射の経験がない) 歯科医師、臨床検査技師、救急救命士等の複数の医療資格所有者を含むこととしてもかまわないとされた。ただし、複数職種が含まれる実技研修を行う場合は、職種ごとの留意点を踏まえる必要があることから、実技は、職種毎に分けて実施する必要があります。

【問い合わせ先】

一般社団 日本臨床衛生検査技師会

TEL 03-3768-4722 FAX 03-3768-6722

Mail gyoumuka@jamt.or.jp

担当執行理事 深澤恵治 事務局 加藤智行

事務連絡
令和3年6月11日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 会長 殿

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の
臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について」を踏まえた協力について
(依頼)

平素より予防接種行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。本日、別添のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について」（令和3年6月11日付け厚生労働省医政局医事課、厚生労働省医政局地域医療計画課、厚生労働省健康局健康課予防接種室 事務連絡）を発出いたしましたので、貴会におかれては、当該事務連絡も踏まえ、各地域の実状に合った接種体制の構築に向け御協力いただけるよう御配慮方よろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和3年6月11日

各 都道府県
市町村
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の
臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施の可否についての法的な整理については、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種専門性を踏まえた対応の在り方等について」（令和3年6月4日厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長通知。以下「6月4日通知」という。）において、お示したところですが、その中で、実施に際する条件の1つとして、「協力に応じる臨床検査技師、救急救命士がワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること。」をお示したところでは、

この必要な研修については、臨床検査技師、救急救命士が筋肉内注射の経験を有していないことから、講義形式のものに加え、実技によるものも含まれている必要があり、その具体的な内容について以下の通り整理しましたので、その内容について御了知いただき、関係者へ周知いただくとともに、期限を7月末としている高齢者向け接種に関し特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、研修を終えた臨床検査技師、救急救命士が、実際に特設会場においてワクチン接種に従事するにあたっては、特設会場の全体像を把握し、自身の役割を理解するとともに、周囲のスタッフと円滑に連携が取れるようにしておくことが重要です。このため、特設会場を設置する都道府県及び市区町村（以下「都道府県等」という。）においては、実習を終えた者が、従事する前に特設会場の見学を行い、期待される役割の説明や緊急時の対応等について説明を受けると共に、職種ごとの留意点を再確認できるようにしてください。

記

1. 講義形式の研修（以下、「座学研修」という。）

座学研修における講義の内容に関しては、関係団体のご協力をいただき、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会の Web 研修システムを活用することにより研修実施体制の構築を進めております。

臨床検査技師、救急救命士については、この Web 研修システムにより研修動画全てを視聴し確認試験に合格することをもって、一定の知識を有するとし、臨床検査技師の受講修了者については日本臨床衛生検査技師会から、救急救命士の受講修了者については、日本救急医療財団から、座学研修の受講修了証が発行されます。

なお、Web 研修システムについては現在準備中であり、受講可能な状況になりましたら、改めてお知らせいたします。

2. 実技を含む研修（以下「実技研修」という。）

実技研修は、座学研修を修了した者に対して、都道府県等において実施いただきますようお願いいたします。実技研修の実施にあたっては、下記ワクチン接種に関する職種ごとの留意点を研修内容に含めるとともに、下記実技研修の実施方法に関する留意点等を参照してください。

当該実技研修を受講することをもって、ワクチン接種のための筋肉内注射について必要な技術を有するとし、各都道府県等においては、受講修了者に対して、実技研修の修了証を発行していただきますようお願いいたします。

なお、実技研修の実施にあたっては、都道府県等から関係団体に委託することも可能であり、関係団体が実施する実技研修を受講した場合は、当該団体が都道府県等との連名で修了証を発行するものとします。研修を受託することが可能な関係団体については、整理の上改めてお知らせいたします。各都道府県等におかれましては、実技研修の実施について、関係団体のご協力をいただき、各地域において適宜調整いただきますようお願いいたします。

実技研修に必要な項目や実施体制等については、おって更にお知らせをいたします。

<ワクチン接種に関する職種ごとの留意点>

①臨床検査技師

- 1) シリンジに薬液が充填されていることを確認する。
- 2) 注射部位の皮膚はつまみ上げるのではなく、注射部位周辺の皮膚を軽く広げるように伸展させる。
- 3) 注射針が骨に当たった場合、刺し直しのために針を抜くことはせず、2～3mm引き戻してからそのまま注入する。
- 4) 注射針を皮膚面に刺した際、陰圧をかけて血液の逆流がないことを確かめる必要はない。
- 5) 被接種者の体型などにより注射針を付け替える必要があると判断した場合は、医師等に相談する。

②救急救命士

- 1) シリンジに薬液が充填されていることを確認する。
- 2) 注射針（穿刺針）のキャップを外すときは、シリンジを保持し、キャップを、ねじりを加えずつますぐ引き抜く。（注：ねじりを加えると、注射針ごとキャップが外れる）
- 3) 穿刺時は、押し子に指をかけない。（注：押し子の抵抗が軽く、指を添えるだけで薬液が出てしまうことがある）
- 4) 被接種者の体型などにより注射針を付け替える必要があると判断した場合は、医師等に相談する。

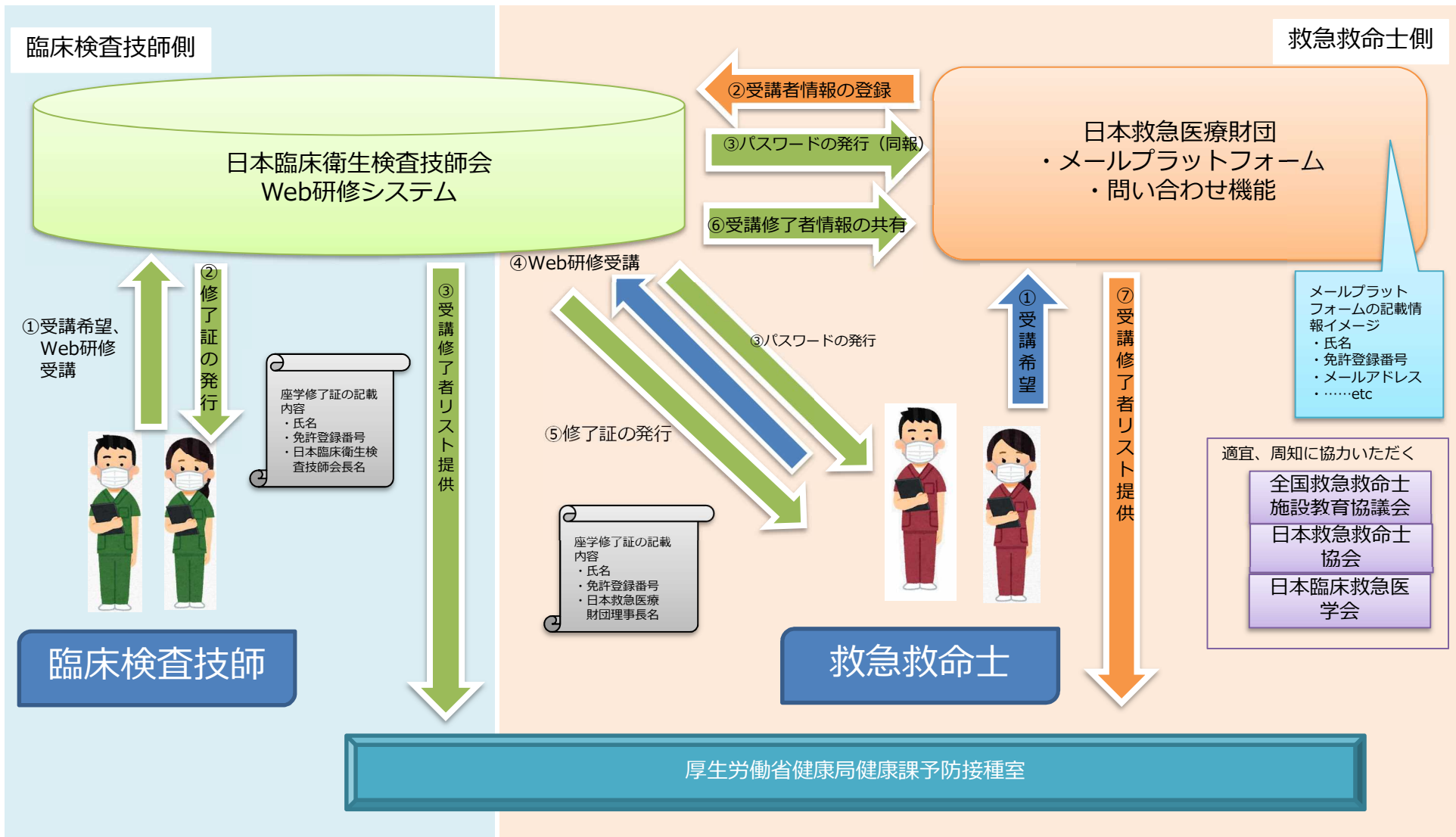
<実技研修の実施方法に関する留意点等>

- 1) 実技研修は、ワクチン接種に関する職種ごとの留意点を再確認することを含む講義と、シミュレーターを用いた実技を含むものとしてください。
- 2) 実技研修にあたっては、研修の実施効率性の観点から、一つの研修会に、看護師、（筋肉内注射の経験がない）歯科医師、臨床検査技師、救急救命士等の複数の医療資格所有者を含むこととしても構いません。ただし、複数職種が含まれる実技研修を行う場合は、職種ごとの留意点を踏まえる必要があることから、実技は、各職種に分けて実施する必要があります。

新型コロナのワクチン接種に係る臨床検査技師・救急救命士の研修（座学）スキーム（案）

検討中のイメージ

- ❑ 座学については臨床検査技師、救急救命士共に、日本臨床衛生検査技師会のWeb研修システム（オンデマンド）を活用する。
- ❑ 日本救急医療財団は、救急救命士からの座学の受講希望を受けて救急救命士の免許登録番号等の突き合わせを行って本人確認をし、その情報を日本臨床衛生検査技師会のWeb研修システム受講申込に登録する。



新型コロナのワクチン接種に係る臨床検査技師・救急救命士の研修（実技）スキーム（案）

検討中のイメージ

- 座学の修了証の発行を受けた臨床検査技師及び救急救命士は、当該修了証を提示の上、都道府県等が実施又は都道府県等が委託する各団体が実施する実技研修を受講する。
- 実技研修修了後、当該臨床検査技師及び救急救命士は集団接種会場におけるワクチンの接種者として活動が可能となる。

